資料2-2

A 旧 国指針 (H22.3.31改正)	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱	C 現 国指針     (H26.1.10)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	グループ 指定 項目	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 修正が必要な部分
1 1 診療体制			1 診療体制	同		0	
2 (1)診療機能		(1)診療機能		同		Ŏ	
3 ① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供				同		0	
ア 我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。)及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」とい		腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。)及びその他各 医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線 療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的 治療及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を	ア 我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。)及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線 <u>治療</u> 及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。	部分		0	
う。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。 イ 我が国に多いがんについて、クリティカルパス(検 5 査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。)を		う。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。 イ 我が国に多いがんについて、クリティカルパス(検	イ 我が国に多いがんについて、クリティカルパス(検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。以下同じ。)を整備し、活用状況を把握 音	部分		0	
整備すること。		整備すること。	<u>すること。</u>	11273		~	
6			ウ がん疼痛や呼吸困難などに対する症状緩和や医療用麻薬の適正 使用を目的とした院内マニュアルを整備すると共に、これに準じた院内 クリティカルパスを整備し活用状況を把握する等、実効性のある診療体 制を整備すること。	新文		0	
ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を 提供できるよう、キャンサーボード(手術、放射線療法 及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有す る医師その他の専門を異にする医師等によるがん患 7者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検 討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同 じ。)を設置し、定期的に開催すること。		によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見	エ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、キャンサーボード(手術、放射線診断、放射線治療、化学療法、病理診断及び緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。)を設置し、その実施主体を明らかにした上で、月1回以上開催すること。	部分			エ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を 供できるよう、キャンサーボード(手術、放射線診断、 放射線治療、化学療法、病理診断及び緩和ケアに携 わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専 門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及 び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するた めのカンファレンスをいう。以下同じ。)を設置し、その 実施主体を明らかにした上で、月1回以上開催するこ とが望ましい。
8			めた今日のも、ファレッフを関係すること	新文		×	
9			カ グループ指定を受ける地域がん診療病院の診療機能確保のための 支援等に関する人材交流計画を策定し、その計画に基づき人材交流を	新文	0	×	
10			② 千歩   6   5   7   7   7   7   7   7   7   7   7	新項		0	
11			ア 術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は 歳隔病理診断でも可とする。	新文		0	
12			イ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランス を実施することが望ましい。 ************************************	新文		0	
13			ウ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力に より手術療法を提供する体制を整備すること。	新文	0	×	
4			③ 放射線治療の提供体制	新		0	
15				新文		0	
16			を行うこと。	新文		0	
17			より放射線冶漿を提供する体制を整備すること。	新文	0	×	
18 ② 化学療法の提供体制		② 化学療法の提供体制		同		0	
19			ア (3)の①のイに規定する外来化学療法室において、公益社団法人 日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師や化学療法看護認定 看護師をはじめとするがん看護を専門とする看護師を中心として、治療 の有害事象を含めた苦痛のスクリーニングを行い、主治医と情報を共有 できる体制を整備すること。なお、整備体制について、がん患者とその 家族に十分に周知すること。	新文		0	
ア 急変時等の緊急時に(3)の②のイに規定する外 20 来化学療法室において化学療法を提供する当該がん 患者が入院できる体制を確保すること。		来化学療法室において化学療法を提供する当該がん 患者が入院することができる体制を確保すること。	イ 急変時等の緊急時に(3)の①のイに規定する外来化学療法室において化学療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保すること。	部分		0	
イ 化学療法のレジメン(治療内容をいう。)を審査し、 組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該 委員会は、必要に応じて、キャンサーボードと連携協 力すること。			ウ 化学療法のレジメン(治療内容をいう。 <u>以下同じ。</u> )を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、必要に応じて、キャンサーボードと連携協力すること。	部分		0	

1

<u> </u>	18岁 不胜些例仍18亿女侧 比较							H A4Z Z
No.	A 旧 国指針 (H22.3.31改正)	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱	C 現 国指針 (H26.1.10)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	グループ 指定 項目	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 修正が必要な部分
22				エ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、そのグループ指定先の地域がん診療病院が標準的な化学療法を適切に提供できるよう、レジメンの審査等において地域がん診療病院を支援し、連携協力により化学療法を提供する体制を整備すること。	新文	0	×	
23	③ 緩和ケアの提供体制		③ 緩和ケアの提供体制	⑤ 緩和ケアの提供体制	同		0	
	ア (2)の①のウに規定する医師及び(2)の②のウに規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。		ア (2)の①のウに規定する医師及び(2)の②のウに	ア (2)の①のオに規定する医師及び(2)の②のウに規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供す			0	
25			,	備すること。	新文		0	
26				i がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的苦痛等のスクリーニングを診断時から外来及び病棟にて行うこと。また、院内で一貫したスクリーニング手法を活用すること。			0	
27				ii アに規定する緩和ケアチームと連携し、スクリーニングされたがん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛を迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。	新文		0	
28				iii 医師から診断結果や病状を説明する際は、以下の体制を整備する	<u> </u>		0	
29				a 看護師や医療心理に携わる者等の同席を基本とすること。ただし、患者とその家族等の希望に応じて同席者を調整すること。	新文		0	
30				セス全体について十分なインフォームトコンセントに努めること。	新文		0	
31				心して医療を受けられる体制を整備すること。	新文		0	
32				iv 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等による服薬指導を実施し、その際には自記式の服薬記録を整備活用することにより、外来治療中も医療用麻薬等の使用を自己管理できるよう指導すること。	新文		0	
33				ウ 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、アに規定する 緩和ケアチームにより、以下の緩和ケアが提供される体制を整備すること。	新文		0	
34				i 週1回以上の頻度で、定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、苦痛のスクリーニング及び症状緩和に努めること。なお、当該病棟ラウンド及びカンファレンスには必要に応じ主治医や病棟看護師等の参加を求めること。	新文		0	
35				ii がん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛に対して、必要に応じて初回処方を緩和ケアチームで実施する等、院内の診療従事者と連携し迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。	新文		0	
36	イ 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。	変更	イ 外来において専門的な緩和ケアを提供することができる体制を整備することが <b>望ましい</b> 。	iii 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。	同文			iii 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること <b>が望ましい。</b>
	ウ アに規定する緩和ケアチーム並びに必要に応じて 主治医及び看護師等が参加する症状緩和に係るカン ファレンスを週1回程度開催すること。		ウ アに規定する緩和ケアチーム並びに必要に応じて 主治医及び看護師等が参加する症状緩和に係るカン ファレンスを週1回程度開催すること。	※1 なお、「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」とは、 医師による全人的な緩和ケアを含めた専門的な緩和ケアを提供する定 期的な外来であり、疼痛のみに対応する外来や診療する曜日等が定 まっていない外来は含まない。	新文		0	
38				※2 また、外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を円滑に行うことができる体制を整備すること。			0	
39				ること。また、王冶医及び有護師寺と協働し、必要に応じてかん患者カー   ウンセリングを実施すること。	新文		0	
40				v (2)の①のオに規定する専従の医師は、手術療法・化学療法・放射線治療等、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて共同して診療計画を立案すること。また、(2)の①のオに規定する専任の医師に関しても、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加することが望ましい。	新文		0	
41				vi 緩和ケアに係る診療や相談支援の件数及び内容、医療用麻薬の処方量、苦痛のスクリーニング結果など、院内の緩和ケアに係る情報を把握・分析し、評価を行うこと。			0	
42				エ イ及びウの連携を以下により確保することとする。	新文		0	

	旧业 不准				1	L* °	_	
No.	<b>A 旧 国指針</b> (H22.3.31改正)	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱	C 現 国指針 (H26.1.10)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	がループ 指定 項目	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 修正が必要な部分
43				i アに規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順には、医師だけではなく、看護師や薬剤師など他の診療従事者からも依頼できる体制を確保すること。	新文		0	多正70、名,冬日177]
44				ii アに規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順など、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。	新文		0	
45				iii がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアの提供について診療従事者の指導にあたるとともに緩和ケアの提供体制についてアに規定する緩和ケアチームへ情報を集約するため、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナース(医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のことをいう。以下同じ。)を配置することが望ましい。	新文		0	
46	エ 院内の見やすい場所にアに規定する緩和ケア チームによる診察が受けられる旨の掲示をするなど、 がん患者に対し必要な情報提供を行うこと。		ん患者に対し必要な情報提供を行うこと。	オ アからエにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい 場所での掲示や入院時の資料配布等により、がん患者及び家族に対 しわかりやすく情報提供を行うこと。	部分		0	
47	オ かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師がアに規定する緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。		護師がアに規定する緩和ケアチームとともに、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。	日   養工必要な説明及び指導を行うこと。 	同文		0	
	カ 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。		口を設ける等、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。	キ 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、   地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備   すること。	同文		0	
49	④ 病病連携・病診連携の協力体制		④ 病病連携・病診連携の協力体制	⑥ 病病連携・病診連携の協力体制	同		0	
50	ア 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。		ア 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。	ア 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入れを行うこと。 <u>また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。その際、緩和ケアの提供に関しては、2次医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。</u>	部分		0	
51	イ 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線療法又は化学療法に関する相談など、地域の医療機関の医師と相互に診断及び治療に関する連携協力体制を整備すること。		療機関の医師と相互に診断及び治療に関する連携は 力体制を整備すること。	イ 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線 <u>治療</u> 、化学療法又は <u>緩和ケアの提供</u> に関する相談など、地域の医療機関の医師と相協互に診断及び治療に関する連携協力体制を整備すること。	마기		0	
52	ウ 我が国に多いがんについて、地域連携クリティカルパス(がん診療連携拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。)を整備すること。		ルパス(推進病院と地域の医療機関等とが作成する 診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療	ウ 我が国に多いがん <u>その他必要ながん</u> について、地域連携クリティカルパス(がん診療連携拠点病院 <u>等</u> と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。)を整備すること。	部分			ウ 我が国に多いがんその他必要ながんについて、地域連携クリティカルパス(推進病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。)を整備すること。
53				「熔機関わかん舌方等」 付物提供を行う。と	新文		0	
54				オ 必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携し、がん患者に対して 口腔ケアを実施することが望ましい。	新文		0	
55				カ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での 退院に努め、症状緩和に係る院内クリティカルパスに準じた地域連携ク リティカルパスやマニュアルを整備するなど院内での緩和ケアに関する 治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。	新文		0	
56	エ ウに規定する地域連携クリティカルパスを活用するなど、地域の医療機関等と協力し、必要に応じて、 退院時に当該がん患者に関する共同の診療計画の 作成等を行うこと。			キ ウ <u>及びカ</u> に規定する地域連携クリティカルパス <u>等</u> を活用するなど、地域の医療機関等と協力し、必要に応じて、退院時に当該がん患者に関する共同の診療計画の作成等を行うこと。	部分		0	
57				ク 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意志決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。	新文		0	
58	⑤ セカンドオピニオンの提示体制		⑤ セカンドオピニオンの提示体制	⑦ セカンドオピニオンの提示体制	同		0	
59	我が国に多いがんについて、手術、放射線療法又は 化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医 師によるセカンドオピニオン(診断及び治療法につい て、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の 意見をいう。以下同じ。)を提示する体制を有するこ と。		化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有するB 師によるセカンドオピニオン(診断及び治療法につい	ア 我が国に多いがんその他当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線治療、化学療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン(診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。)を提示する体制を整備すること。また地域がん診療病院とグループ指定を受けている場合には、地域がん診療病院と連携しセカンドオピニオンを提示する体制を整備すること。		0		ア 我が国に多いがんその他当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線治療、化学療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン(診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。)を提示する体制を整備すること。(グループ指定項目削除)
<u> </u>								I = -0 (% (* * ) HW-WHIIIM

			D 相 光光与哈比白帝纲	↑ 18 15 14 41		グルーフ <sup>°</sup>		
No.	<b>A 旧 国指針</b> (H22.3.31改正)	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱	C 現 国指針 (H26.1.10)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	がループ 指定 項目	C/D 比較	
60				イ がん患者とその家族に対して診療に関する説明を行う際には、他施設におけるセカンドオピニオンの活用についても説明を行う体制を整備すること。その際、セカンドオピニオンを求めることにより不利益を被ることがない旨を明確に説明する体制を整備すること。	新文		0	12 = 12 22 3 A 17 2
61	(2)診療従事者		(2)診療従事者	(2)診療従事者	同		0	
62	① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置		① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置	① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置	同		0	
63				ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。	新文		0	
64				イ 専任(当該 <u>診療</u> の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該 <u>診療</u> に従事している必要があるものとする。以下同じ。)の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。	部分			イ 放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置することが望ましい。なお、当該医師については、原則として常勤であることが望ましい。また、専任(当該診療の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事している必要があるものとする。以下同じ。)であることが望ましい。
65	ア <b>専任</b> (当該療法の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該療法に従事している。以下同じ。)の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、 <b>専従</b> (当該療法の実施日において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該療法に従事していることをいう。以下同じ。)であることが望ましい。		する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、常勤であること <u>が望ましい</u> 。また、 <u>専任</u> (その就業時間の少なくとも5割以上について当該療法に従事している必要があるものとする。以下同じ。)であることが望ましい。		新文			ウ 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として <u>常勤であることが望ましい。</u> また、 <u>専従</u> (当該診療の実施日において、当該診療に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該診療に従事していることをいう。以下同じ。)であることが望ましい。
	を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、 <u>専従であることが望ましい。</u>		る医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、常勤であることが望ましい。また、 <b>専任</b> であることが望ましい。		部分			エ 化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、常勤であることが望ましい。また、専任であることが望ましい。
67	ウ(1)の③のアに規定する緩和ケアチームに、 <u>専任</u> の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、 <u>専従</u> であることが望ましい。		症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する	オ (1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専従であることが望ましい。	部分			オ (1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、常勤であることが望ましい。また、専任であることが望ましい。
68	(1)の③のアに規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。また、常勤であることが望ましい。		状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医	(1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。また、常勤であることが望ましい。	部分			(1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、常勤及び専任であることが望ましい。
				なお、この場合の専任の要件の適用にあたっては、実際に身体症状 の緩和を実施していることの他に、他の診療を兼任しながら、身体症 状の緩和を実施する必要が生じたときには直ちにこれに対応できる体 制をとっていること等も含め、その就業時間の5割以上、身体症状の 緩和に従事している必要がある。	新文		0	
	エ <b>専従</b> の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。	変更	エ 病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。 なお、当該医師については、常勤及び専任であること が望ましい。	カ 専従の病理診断に携わる <u>常勤の</u> 医師を1人以上配置すること。 <u>な</u> お、当該病理診断には、病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含 むものとする。	部分			カ 病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。 なお、当該医師については、 <u>常勤及び専任であることが望ましい。</u> なお、当該病理診断には、病理解剖等の 病理診断に係る周辺業務を含むものとする。
70				キ 医師・歯科医師・薬剤師調査に基づく当該2次医療圏の医師数(病院の従事者)が概ね300人を下回る2次医療圏においては、当面の間、イ、ウ、カに規定する専門的な知識及び技能を有する医師の配置は必須要件とはしないが、以下の要件を満たすこと。	新文		×	
71				i 専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を 1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であ ること。			×	
72				ii 専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。なお、当該病理診断には、病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含むものとす	新文		×	

	A 旧 国指針	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱	C 現 国指針	A/C	グループ 指定	0/0	D 改定案 推進病院指定要綱
No.	(H22.3.31改正)	比較		(H26.1.10)太字下線はAと異なる箇所	比較	項目	比較	修正が必要な部分
73	② 専門的な知識及び技能を有するコメディカルスタッフの配置		② 専門的な知識及び技能を有するコメディカルスタッフの配置	② 専門的な知識及び技能を有する <b>医師以外の診療従事者</b> の配置	部分		0	
74	ア <u>専従</u> の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。	変更		ア 専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。また、当該技師は日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定を行う放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。	部分			ア <b>専任</b> の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。なお、当該技師を含め、2 人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。また、当該技師は日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定を行う放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。
75	専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。			専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置することが望ましい。なお、当該技術者等は一般財団法人日本医学物理士認定機構が認定を行う医学物理士であることが望ましい。	部分		0	
76				看護認定看護師であることが望ましい。 	新文			放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置することが望ましい。なお、当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん放射線療法看護認定看護師であることが望ましい。
77	イ 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。		イ 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能 を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。	イ 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。なお、当該薬剤師は一般社団法人日本医療薬学会が認定を行うがん専門薬剤師、一般社団法人日本病院薬剤師会が認定するがん専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師であることが望ましい。	部分		0	
78	(3)の②のイに規定する外来化学療法室に、専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師については、専従であることが望ましい。			(3)の①のイに規定する外来化学療法室に、専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師については、原則として専従であること。また、当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師又はがん化学療法看護認定看護師であることが望ましい。	部分			(3)の①のイに規定する外来化学療法室に、専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師については、原則として専従であることが望ましい。また、当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師又はがん化学療法看護認定看護師であることが望ましい。
79	ウ (1)の③のアに規定する緩和ケアチームに、 <b>専従</b> の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する 常勤の看護師を1人以上配置すること。	変更		ウ(1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うが <u>ん看護専門看護師、緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師のいずれかであること。</u>	部分			ウ(1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、 <b>専任</b> の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する 常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うが ん看護専門看護師、緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師のいずれかであること <b>が望まし</b>
80	(1)の③のアに規定する緩和ケアチームに協力する 薬剤師及び医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上 配置することが望ましい。			(1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師及び医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。当該薬剤師は一般社団法人日本緩和医療薬学会が認定する緩和薬物療法認定薬剤師であることが望ましい。また、当該医療心理に携わる者は財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士であることが望ましい。	部分		0	
	エ 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置 することが望ましい。		エ 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置 することが望ましい。	エ <u>専任の</u> 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。 <u>なお、当該者は公益社団法人日本臨床細胞学会が認定を行う細胞検査</u> 土であることが望ましい。			0	
82	③ その他		③ その他	③ その他	同		0	
83	ア がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科を包含する居室等を設置することが望ましい。		供することができるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療 科を包含する居室等を設置することが望ましい。	ア がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、 各診療科を包含する居室等を設置することが望ましい。	同文		0	
	イ 地域がん診療連携拠点病院の長は、当該拠点病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該評価に当たっては、手術・放射線療法・化学療法の治療件数(放射線療法・化学療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。)、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。		院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮することができる体制を整備すること。なお、当該評価に当たっては、手術・放射線療法・化学療法の治療件数(放射線療法・化学療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。)、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。		部分			イ 推進病院の長は、当該拠点病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該評価に当たっては、手術・放射線治療・化学療法の治療件数(放射線治療・化学療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。)、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。
	(3)医療施設		(3)医療施設	(3)医療施設	同		0	
86	① 年間入院がん患者数 年間入院がん患者数(1年間に入院したがん患者の	変更	① 年間入院がん患者数 年間入院がん患者数(1年間に入院したがん患者の		削除			
87	延べ人数をいう。)が <u>1200</u> 人以上であることが望ましい。		延べ人数をいう。)が <u>400</u> 人以上であることが望ましい。					

No.	A 旧 国指針	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱	C 現 国指針	A/C	グループ	C/D	D 改定案 推進病院指定要綱
110.	(H22.3.31改正)		○ 末明めただし 医療を担保 ナフォ めの込度機関及	(H26.1.10)太字下線はAと異なる箇所	比較	項目	比較	修正が必要な部分
88	② 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置		② 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置	① 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置	同		0	
89	ア 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。		ア 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアック等、体外照射を行うための機器であること。	ア 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。	同文		0	
90	の機能であること。 イ 外来化学療法室を設置すること。				同文		0	
91	ウ 集中治療室を設置することが望ましい。		ウ 集中治療室を設置することが望ましい。	ウ <u>原則として</u> 集中治療室を設置すること。	部分			ウ 集中治療室を設置することが望ましい。
92	エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病 室を設置すること。		エ 白血病を専門とする場合は、無菌病室を設置すること。	エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。	同文		0	
93				オ 術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能である病理診断 室を設置すること。	新文		0	
94				カ 病棟、外来、イに規定する外来化学療法室等に、集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点などに関して、冊子や視聴覚教材などを用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備	新文		0	
95	オ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語 り合うための場を設けることが望ましい。		オ がん患者及びその家族が心の悩み、体験等を語り合うための場を設けることが望ましい。	キ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を 設けることが望ましい。	同文		0	
96	③ 敷地内禁煙等		③ 敷地内禁煙等	② 敷地内禁煙等	同		0	
97	敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。			敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。	同文		0	
98				2 診療実績	新		0	
99				(1)①または②を概ね満たすこと。	新文		0	
100				① 以下の項目をそれぞれ満たすこと。	新文		0	
101				ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間5 OO件以上	新文		0	
102				イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上	新文		Ö	
103				ウ がんに係る化学療法のべ患者数 年間1000人以上 エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上	新文		0	
104				工 放射線冶療の个患省数 年间200人以上 ② 当該2次医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療	1010		10	
105				実績があること。	新文			
106				※ この場合の診療実績は、各施設の年間新入院がん患者数を分子とし、患者調査の「病院の推計退院患者数(患者住所地もしくは施設住所地), 二次医療圏×傷病分類別」の当該2次医療圏の悪性新生物の数値を12倍したものを分母とする。分子の数値はがん診療連携拠点病院現況報告の数値を用い、分母の数値には原則として患者調査の最新公開情報を用いること。	新文		0	
107	2 研修の実施体制			3 研修の実施体制	同		0	
108	(1)原則として、別途定める「プログラム」に準拠した 当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師を対 象とした緩和ケアに関する研修を毎年定期的に実施 すること。		「プログラム」に準拠した当該2次医療圏においてがん 医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研 修を毎年定期的に実施することが望ましい。	(1) 別途定める「プログラム」に準拠した当該2次医療圏においてがん 医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を毎年定期的に 実施すること。また、施設に所属する初期臨床研修2年目から初期臨 床研修修了後3年目までの全ての医師が当該研修を修了する体制を 整備すること。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわ かりやすく情報提供すること。	部分			(1) <b>厚生労働省健康局長</b> が別に定める「プログラム」 に準拠した当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を毎年定期的に実施すること <u>が望ましい。</u> また、施設に所属する初期臨床研修2年目から初期臨床研修修了後3年目までの全ての医師が当該研修を修了する体制を整備すること <u>が望ましい。</u> なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。
109	(2)(1)のほか、原則として、当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、 <b>副作用対応を含めた放射線療法・化学療法の推進</b> 及び緩和ケア等に関する研修を実施すること。なお、 当該研修については、実地での研修を行うなど、その 内容を工夫するように努めること。		び緩和ケア等に関する研修を実施すること。なお、当該研修については、実地での研修を行う等、その内容	(2)(1)のほか、原則として、当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線 <u>治療・化学療法の推進及び緩和ケア等に関する研修を実施すること。なお、当該研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫するように努めること。</u>	部分		0	
110	(3)診療連携を行っている地域の医療機関等の医療 従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的 に開催すること。		(3)診療連携を行っている地域の医療機関等の医療 従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的 に開催すること。		同文		0	
111				(4) 看護師を対象としたがん看護に関する総合的な研修を定期的に実施すること。	新文		0	
112				(5) 医科歯科連携による口腔ケアを推進するために、歯科医師等に対するがん患者の口腔ケア等の研修の実施に協力することが望ましい。	新文		0	
	3 情報の収集提供体制		3 情報の収集提供体制	4 情報の収集提供体制	同		0	
114	(1)相談支援センター		(1)相談支援センター	(1)相談支援センター	同		0	

					I	グルーフ <sup>°</sup>	l .	
NI.	A 旧 国指針	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱	C 現 国指針	A/C	指定	C/D	D 改定案 推進病院指定要綱
No.	(H22.3.31改正)			(H26.1.10)太字下線はAと異なる箇所	比較	項目	比較	修正が必要な部分
		<u> </u>					<u> </u>	1
	①及び②に掲げる相談支援を行う機能を有する部門			相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という。な				相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援セ
	(以下「相談支援センター」という。なお、相談支援セン			お、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援セン				ンター」という。なお、相談支援センター以外の名称を
	ター以外の名称を用いても差し支えないが、その場合		ター以外の名称を用いても差し支えないが、その場合	<u>ター」と表記すること。</u> )を設置し、 <u>①から⑥の体制を確保した上で</u> 、当				<u>用いても差し支えないが、その場合には、がん医療</u>
	には、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる		には、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる	該部門においてアから <u>シ</u> までに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見				に関する相談支援を行うことが分かる名称を用いる
1	名称を用いることが望ましい。)を設置し、当該部門に		名称を用いることが望ましい。)を設置し、当該部門に	やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示	45.4			ことが望ましい。)を設置し、①から⑤の体制を確保し
115	おいて、アからキまでに掲げる業務を行うこと。なお、			をするなど、相談支援センターについて積極的に <b>周知</b> すること。	部分			た上で、当該部門においてアからシまでに掲げる業務
	院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談		院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談	です。 West Character Television Character Televisio				を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援セ
	支援を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援セン		支援を受けられる旨の掲示をする等、相談支援セン					ンターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするな
	ターについて積極的に広報すること。		ターについて積極的に広報すること。					ど、相談支援センターについて積極的に周知するこ
		*=					<u> </u>	
		変史		① 国立がん研究センターがん対策情報センター(以下「がん対策情報				① 国立がん研究センターがん対策情報センター(以
	ん対策情報センター」という。)による研修を修了した			センター」という。)による「相談支援センター相談員研修・基礎研修」				下「がん対策情報センター」という。)による「相談支援
116	専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人		<u>ことが望ましい。</u>	<u>(1)~(3)</u> を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ	部分			センター相談員研修・基礎研修」を修了した専徒又は
	以上配置すること。			1人ずつ配置すること。				専任の相談支援に携わる者を1人以上配置すること
								が望ましい。
	② 院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内		② 院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内	② 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及び				
	外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び			その家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する				
	医療機関等からの相談等に対応する体制を整備する			体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患			l _	
117	こと。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん			者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。	同文			
	患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組		患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組					
-	むこと。		むこと。	② 担談士授について 初学点目协議会体の担えの协議とに、 物学			-	
				③ 相談支援について、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道				
118				一日	新文		0	
''				の间で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を催保	471 X		~	
				すること。				
110				④ 相談支援センターの機能について、主治医等から、がん患者及びそ	新文			
119				の家族に対し、周知が図られる体制を整備すること。	和人		0	
400				⑤ 相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを	**			
120				得る体制を整備することが望ましい。	新文		0	
				⑥ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力によ		_	1	
121				り相談支援を行う体制を整備すること。	新文	0	×	
122	<相談支援センターの業務>				E		0	
122	アがんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんのるない。日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日			ア がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予防・早期発見 第15日 まる 配給な様式の提供	PJ		1 -	
123	の予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供		の予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供	ケール オスー 帆んかは起の担供	同文		0	
	のアの"午朔光兄寺に関する一板的な旧報の徒供 ノ 珍徳機能 3 院 はまの往れ時間なが医療従事者			寺に関 9 る一般的な情報の提供  イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び診療従事者の専門とする分				
104	イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び医療従事者						۱ _	
124	の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び医療がある。			野・経 歴など、地域の医療機関及び診療従事者に関する情報の収集、	同文		0	
<u> </u>	療従事者に関する情報の収集、提供		療従事者に関する情報の収集及び提供	提供			<del>  </del>	
	ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介	ļ	ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介	ウセカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介	同文		0	
126	エ がん患者の療養上の相談		エ がん患者の療養上の相談	エ がん患者の療養上の相談	同文		0	
127				オ 就労に関する相談(産業保健等の分野との効果的な連携による提	新文		0	
127				供が望ましい。)	加入		$\vdash$	
	オ 地域の医療機関及び医療従事者等におけるがん	I						
128	医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提	1	医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集及	体制の事例に関する情報の収集、提供	同文		0	
L	供	L	び提供		L		L	
100	カ アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療			キ アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談			_	
129	相談		相談	The state of the s	同文		0	
130	キ HTLV-1関連疾患であるATLに関する医療相談	変更		ク HTLV-1関連疾患であるATLに関する医療相談	同文		0	
	,			ケ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や			Ĭ	
131				患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援	新文		0	
132		<b> </b>		コ 相談支援センターの広報・周知活動	新文		0	
133			+	1 相談又援センターの広報・周和活動   サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取			8	
133	カ スの州和談士博に明士でし	<b> </b>	  キ その他相談支援に関すること。	サー相談又族に携わる有に対する教育と又族サービス向上に向けた取	利人		$\vdash$	
104	ク その他相談支援に関すること	1	キーその他相談支援に関すること。		<b>Φ</b> Γ / \			
134				※ 業務内容については相談支援センターと別部門で実施されることも	可力		0	
105	(6)哈中华(李智		(の)貯中だくを料	あることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこ (の) 際内がく 変替			_	
135	(2)院内がん登録		(2)院内がん登録	(2)院内がん登録	同		0	
	①健康局総務課長が定める「標準登録様式」に基づ	1	① 厚生労働省健康局総務課長が定める「標準登録	① 健康局総務課長が定める「標準登録様式」に基づく院内がん登録を				① 厚生労働省健康局総務課長が定める「標準登録」
126	く院内がん登録を実施すること。		様式」に基づく院内がん登録を実施すること。	実施すること。なお、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律	部分			様式」に基づく院内がん登録を実施すること。なお、が
100				<u>第111号)施行後は同法に基づく院内がん登録を実施すること。</u>	Th )			ん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第11
								1号)施行後は同法に基づく院内がん登録を実施する
	② 国立がん研究センターによる研修を受講した専任	変更	② 国立がん研究センターによる研修を受講した専任	② 国立がん研究センターによる研修を修了した専従の院内がん登録				② 国立がん研究センターによる研修を修了した専任
107	の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置する			の実務を担う者を1人以上配置すること。なお、当該実務者は診療ガイ	<b>Φ</b> Γ / \			の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置する
13/	ر المالية الما		ことが望ましい。	ドラインの改定等を踏まえ必要に応じて再度研修を受講すること。	可力			ことが望ましい。なお、当該実務者は診療ガイドライン
	_ <del>-</del>							の改定等を踏まえ必要に応じて再度研修を受講する
				•				

	A 旧 国指針	A/B 比較	B 現	推進病院指定要綱	C 現 国指針	A/C	グループ 指定	C/D	D 改定案 推進病院指定要綱
No.	(H22.3.31改正)				(H26.1.10)太字下線はAと異なる箇所	比較	項目	比較	修正が必要な部分
100	③ 毎年、院内がん登録の集計結果等を国立がん研究により、のがく対策はおいた。にはお提供する				③ 毎年、院内がん登録の集計結果等を <u>国立がん研究センター</u> に情報	立の八			
138	究センターのがん対策情報センターに情報提供する こと。				提供すること。	部分		0	
139	④ 院内がん登録を活用することにより、当該都道府				④ 院内がん登録を活用することにより、都道府県の実施する地域がん	部分			④ 院内がん登録を活用することにより、 県の実施す
140	県が行う地域がん登録事業に積極的に協力するこ (3)その他		がん登録 (3)その他		登録事業等に <u>必要な情報を提供</u> すること。 (3)その他	同		0	る地域がん登録事業等に <u>必要な情報を提供</u> するこ
	① 我が国に多いがん以外のがんについて、集学的		① 我が国	に多いがん以外のがんについて、集学的	① 我が国に多いがん以外のがんについて、集学的治療等を提供する	IL)			
14	治療等を提供する体制を有し、及び標準的治療等を				体制を有し、及び標準的治療等を提供している場合は、 当該がんに対	部分		0	
' '	提供している場合は、そのがんの種類等を広報すること。		提供してい  こと。	る場合は、そのがんの種類等を広報する	<b>する診療内容について病院ホームページ等でわかりやすく</b> 広報すること	HI-33			
142			٥		② 院内がん登録数や各治療法についてのがん種別件数について、	新文		0	
144					ホームページ等での情報公開に努めること。			U	
143					<ul><li>小 五、 フ守 この情報な別に対めること。</li><li>③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめとするがんに関する 普及啓発に努めること。</li></ul>	新文		0	
					④ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける際には、連携先の地域	4.4			
144					がん診療病院名やその連携内容、連携実績等について病院ホーム ページ、パンフレット等でわかりやすく公表すること。	新文	0	×	
14					5 臨床研究及び調査研究	新		0	
146					(1)政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究への協力体制を整備	新文		0	
			② 陪住缸		すること。 (2)臨床研究等を行っている場合は、次に掲げる事項を実施すること。	1000			
147	② 臨床研究等を行っている場合は、次に掲げる事項を実施すること。		を実施する	らこと。		同文		0	
	ア 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。)の概		ア進行中	の臨床研究(治験を除く。以下同じ。)の概	① 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。)の概要及び過去の臨床				
148	要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。		安及い道: 	去の臨床研究の成果を広報すること。	研究の成果を広報すること。	同文		0	
149	イ参加中の治験について、その対象であるがんの種				②参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等	同文		0	
150	類及び薬剤名等を広報することが望ましい。		類及ひ楽剤		を広報することが望ましい。 ③ 臨床研究コーディネーター(CRC)を配置することが望ましい。	新文		0	
					③ 臨床研究コーティネーダー(ORC)を配置することが呈ませた。 ④ 臨床研究・治験に対する普及啓発を進め、患者に対して臨床研究・				
15					治験に関する適切な情報提供に努めること。	新文		0	
152					6 PDCAサイクルの確保	新		0	
					(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状	4			
150					況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を 院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。	新文		0	
					院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。  (2) これらの実施状況につき都道府県拠点病院を中心に都道府県内				
					のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院に	4			
154					おいて、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく	新文		0	
					広報すること。				